

あなたのまちづくり

まちづくり

役立てませんか？

香取市総合計画審議会 公募委員を募集

企画政策課 ☎(50)1206

市では、将来のまちづくりの指針となる「香取市総合計画」を定め、計画に沿ったまちづくりを進めています。

ち、今後の市政の方向や施策について市民の立場から建設的な意見を述べることでできる人

■募集人数 3人程度

■任期 委嘱の日から2年間(平成29年度の会議は5回程度)

■報酬 月額60000円

■募集期限 2月21日(火)

■提出書類など

トし、29年度で計画期間が終了します。これに伴い、新たに30年度からスタートする第2次香取市総合計画(基本構想・前期基本計画)を平成29年度に策定します。

◇応募書 必要事項を記入してください(市役所・各支所に設置しているほか、市ホームページからダウンロードできます)。

◇作文 香取市のまちづくりについて(400字程度) ※題名、様式とも自由

■応募方法

◇郵送 〒287-8501

佐原口2127 企画政策課

◇持参 企画政策課(4階)

または各支所管理班

◇メール

seisaku@city.katori.lg.jp

■選考 市が設置する選考委員会、応募書・作文をもと

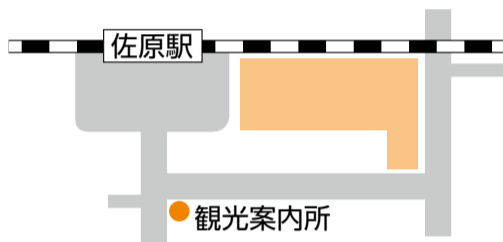
に選考を行います。選考結果

は応募者に通知します。

- ①香取市内に居住する人
- ②満18歳以上(4月1日現在)の人 ※高校生は除く
- ③原則、平日の昼間に開催する会議に出席可能な人
- ④香取市行政全般に関心を持つ

宿泊施設を誘致します

商工観光課 ☎(50)1234



市では産業の振興および雇用機会の拡大を図るため、企業誘致に取り組んでいます。その一環として、宿泊施設誘致を進めています。

宿泊施設の誘致により、地域経済の活性化や都市機能の充実が期待されます。その上、観光資源が豊富な香取市を訪れる観光客のさらなる増加や、滞在時間の延長など、観光産業への貢献、観光振興につながります。

また、東京オリンピックに向けた外国人観光客の誘致も期待されます。

宿泊施設誘致条例を制定

誘致のため、新たに香取市宿泊施設誘致条例を制定し、上記の誘致場所に立地する宿泊施設設置事業者への優遇制度を設けました。

主な優遇制度

- ◇固定資産税相当額の補助金交付(10年間)

宿泊施設の設置により、新たに発生する固定資産税分を補助金として交付するものです。11年目以降は、市の収入増になります。

◇事業用地の無償貸与または減額貸与(10年間)

立地する事業者とは、ある程度の長期間の賃貸借契約を締結し、11年目以降は、地代収入が得られます。

誘致予定地の用地取得

宿泊施設を誘致するため、佐原駅前の民間所有の用地(約2500㎡)を取得し、市有地と合わせ約4000㎡の用地に宿泊施設の誘致を図ります。

今後のスケジュール(予定)

宿泊事業者を広く募集し、応募のあった事業者から選定を行う予定です。

- ◇2、3月 事業者の公募開始
- ◇3、4月 事業者の選定、事業者と立地協定を締結

薪ストーブを 設置してみませんか?

木質バイオマス活用事業の募集

環境安全課 ☎(50)1248

薪ストーブで、薪の需要を増やし、低炭素社会を確立しながら林業の振興や雇用を作ることを目的として、木質バイオマス活用事業の募集を行います。提出書類などは市ホームページをご覧ください。

薪ストーブ設置モニター募集

■対象 薪ストーブを設置し、モニター調査に協力できる市内住宅、事業所などの所有者

■定員 10人

■モニター料 ◇初年度 10万円、◇2~3年目 5万円

■申込 3月21日(火)まで 9時~17時

環境安全課窓口で受付

薪ストーブ設備設置補助金

■対象 市内住宅、事業所などに設置し、3月27日(月)までに実績報告を提出できる人

■補助額 2分の1以下で、5万円以内

薪ストーブ講習会受講者募集

■対象 市内在住、在勤者

■日時 2月下旬から

■講習会の種類

①薪ストーブ講習会、②薪づくり講習会

■申込 2月14日(火)まで



ごみのこと かんガエル



香取市広域市町村圏事務組合 ☎(78)1182
環境安全課 ☎(50)1248

プラマークの分別収集を開始します

4月1日から、これまで可燃ごみとして収集していた、プラスチック製容器包装「プラマーク」のごみを、資源物として分別収集します。



資源物の出し方については、3月に、ごみ収集カレンダー・家庭ごみの分け方と合わせて「プラマークのリーフレット」を配布しますので確認してください。

消費生活 センター通信 No.31



プリペイドカードの番号は 教えなくていい!

消費生活センター ☎(50)1300

「事例」

スマートフォンで誤って広告をクリックしてしまい、画面に「登録」と表示された。不安になり、業者に電話すると「20万円払わなければ、学校に連絡する」と脅された。お金がないことを伝えると、5万円に減額されたので、指示どおりにコンビニでサーバ型のプリペイドカードを購入し、そのカード番号と学生証の写真を撮ってメールで送ってしまった。

「ひとことアドバイス」

▶架空請求やワンクリック請求でサーバ型のプリペイドカードによる支払いを要求されたという相談が寄せられています。

▶業者に連絡すると個人情報知られ、さらに請求を受ける可能性がありますので、連絡してはいけません。

▶番号を教えることはプリペイドカード自体を譲ったこととなります。プリペイドカードは匿名性が高いため、支払った金額を取り戻すことは難しくなります。番号は他人に決して教えないようにしましょう。